

仁淀川改修期成同盟会規約

(目的)

第1条 本会は仁淀川流域における産業経済の発展と、生活水準の向上、民生の安定に寄与するため治水事業の早期完成を推進し、併せて各河川流域市町村の抱える課題達成のための相互連絡並びに相互協力を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は仁淀川改修期成同盟会と称し、事務局は会長所属所に置く。

(組織)

第3条 本会は、仁淀川流域である高知市・土佐市・いの町・日高村・佐川町・越知町・仁淀川町で組織する。又、四国治水期成同盟連合会及び全国治水期成同盟会連合会に加入する。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	幹事長	1 名
副会長	3 名	幹 事	若干名
監 事	3 名		

(会議)

第5条 本会の会議は通常総会・臨時総会及び幹事会とする。

(会議の招集)

第6条 通常総会は毎年1回会長が招集してこれを開催する。臨時総会・幹事会は会長が必要と認める時これを招集し開催する。

(総会決定事項)

第7条 総会において決定すべき事項は次のとおりとする。

1. 第4条の規定による役員（幹事長・幹事を除く）の選任及び顧問の推薦
2. 会の運営方針の決定
3. 会則の制定及び変更
4. 予算の議決及び決算の承認
5. その他目的達成上必要と認める事項

(幹事会)

第8条 幹事長及び幹事は会長が選任し、幹事会を構成する。幹事会は会務の執行に関する事項について評議するものとする。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は本会の業務並びに経理状況を監査し、必要あるときは意見を述べなければならない。
- 4 顧問は会長の諮問に応ずる他、会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 本会の会計事務は幹事長が行う。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(経費)

第11条 本会の経費は会費及び寄付金による。

2 会費は総予算額を会員数で均等割した額とする。

(会計年度)

第12条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 本規約に定めるものの他必要事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、昭和56年4月1日から実施する。

2 平成20年1月1日 一部改正

3 平成28年6月6日 一部改正

附 則 (令和6年4月18日)

1 第3条の組織及び第4条の役員については、令和6年4月18日から適用する。